

令和2年度 国の施策等に関する提案・要望

令和元年6月

愛媛県
愛媛市長会
愛媛県町村会

平素、愛媛県並びに県内市町の行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

愛媛県におきましては、平成30年7月豪雨によって、多くの尊い人命が失われたほか、水道施設や道路等の社会インフラの損壊、かんきつ農業や商工業といった地域産業への甚大な被害など、県民生活や県内経済に深刻な影響が生じました。

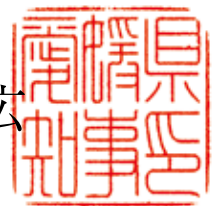
本県では、被災地の復興を最優先課題に位置付け、被災された方々への中長期的な生活サポートや被害状況に応じたかんきつ園地の復旧、グループ補助金を活用した地域産業の再建支援などに全力を挙げているところです。

また、南海トラフ地震への備えや豪雨災害の検証を踏まえた「防災・減災対策」、ビッグデータを使った婚活事業やデジタルマーケティングの手法を用いた移住潜在層への情報発信などを通じた「人口減少対策」、創業支援等による戦略的な産業振興や県産品の販路開拓をはじめとした「地域経済の活性化」を県政の3本柱に掲げ、引き続き、「愛顔あふれる愛媛づくり」にまい進していくこととしております。

国におかれましては、昨年相次いだ大規模災害を受け、ハード・ソフト両面から、災害に強い国づくり、「国土強靱化」に御尽力をいただいておりますとともに、全世代型社会保障への転換や財政の健全化等の喫緊の課題にも取り組んでおられるところではありますが、本県の施策をさらに実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、防災・減災対策や地域経済の活性化に欠かせない社会資本の整備、地域の実情に即した事業を進める上での各種制度の見直しなど、これまで以上に強力な国の御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題を踏まえ、愛媛県並びに県内市町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を重点施策として取りまとめましたので、令和2年度政府予算の編成および政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事 中 村 時 広



愛媛県市長会長 石 川 勝 行



愛媛県町村会長 清 水 雅 文



目 次

西日本豪雨災害からの復旧・復興

- 1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について…………… 1
- 2 大規模災害からの迅速かつ確実な復旧・復興工事
の推進について…………… 3
- 3 肱川緊急治水対策の推進について…………… 5
- 4 緊急土砂災害対策の推進について…………… 7

I 防災・減災対策

- 5 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
 - [1] 大規模災害から住民の身体・生命及び財産を守るための
防災・減災対策の総合的な推進 …………… 9
 - [2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進 …………… 11
 - [3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進 …………… 13
 - [4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設の整備促進 …………… 15
 - [5] 土砂災害対策の推進 …………… 17
 - [6] 治水事業の推進 …………… 19
 - [7] 災害に強い森林づくりを目指した山地防災力の強化 …………… 21
 - [8] 水道施設の防災対策等の推進 …………… 23
- 6 公共施設等の耐震化の促進について
 - [1] 学校施設の耐震化の促進 …………… 25
 - [2] 警察施設の耐震化の促進 …………… 27
 - [3] 県庁舎等の耐震化の促進 …………… 29
 - [4] 医療施設の耐震化の促進 …………… 31
 - [5] 民間木造住宅及びブロック塀の耐震化の促進 …………… 33
 - [6] 松山空港の耐震化の促進 …………… 35
- 7 陸上自衛隊松山駐屯地の拡張及び周辺地域の道路整備について………… 37
- 8 伊方発電所の安全対策の強化等について………… 39
- 9 原子力防災対策の充実・強化について………… 41

10	公共事業に必要な土地等の円滑な取得に向けた関係制度の 抜本的見直しについて……………	43
----	---	----

Ⅱ 人口減少・次世代対策

11	少子化対策・子育て支援の充実について……………	44
12	教員の業務負担軽減に関する支援について……………	46
13	安全・安心な教育環境整備の促進について……………	48
14	愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する機能の強化に関する 支援について	
	〔1〕セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の 構築……………	50
	〔2〕新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と 社会実装……………	52
15	高等学校等就学支援金の加算の拡充等について……………	54
16	教育の情報化の促進について……………	55
17	英語教育・外国語活動の充実について……………	56

Ⅲ 地域経済の活性化

《商工・観光》

18	地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進に ついて……………	57
19	創業支援の強化について……………	59
20	高機能素材を活用した産業創出への支援について……………	61
21	地方におけるA I・I o T等の導入・活用に対する支援施策の 拡充について……………	63
22	四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について……………	65
23	東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の 地方への誘客促進について……………	67
24	外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた 制度の拡充について……………	68
25	事業承継に関する支援の充実について……………	69

26	利用しやすい有料道路料金の実現について……………	70
27	地方の芸術・文化施策への支援について……………	71

《農林水産業》

28	強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について……………	72
29	果樹経営支援対策の充実・強化について……………	74
30	家畜伝染病に対する防疫体制強化について……………	76
31	農林水産物の輸出促進及び国際競争力強化について……………	77
32	C L Tの早期普及について……………	78
33	農林漁業の担い手確保対策の強化について……………	79
34	畜産経営支援対策の強化について……………	80
35	農地の集積・集約化を促進する施策の充実・強化について……………	81
36	鳥獣被害防止対策の強化について……………	82
37	米政策改革にかかる対策の充実について……………	83
38	日本型直接支払制度の充実強化について……………	84
39	林業の成長産業化に向けた支援の強化について……………	85
40	海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について……………	86

Ⅳ 「スポーツ立県えひめ」の実現

41	障がい者スポーツ振興への支援の拡充について……………	87
42	スポーツ交流による地域活性化への支援について……………	89
43	次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の 充実について……………	91

Ⅴ 交通基盤の整備

44	四国への新幹線の導入について……………	92
45	高規格幹線道路等の整備促進について	
	〔1〕 高速道路ネットワークの「3つのミッシングリンク」の早期解消 ……	94
	〔2〕 地方創生を推進する高速道路ネットワークの整備・利便性等の 向上 ……	96

46	離島架橋事業（岩城橋）の推進について……………	98
47	J R松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について……………	100
48	松山港、東予港など主要港湾の整備促進について……………	102
49	鉄道・バス・フェリー等公共交通機関の維持・活性化対策について…	104
50	松山空港の機能拡充について	
	〔1〕 国際線スポットの早期増設 ……………	106
	〔2〕 C I Q体制の充実・強化 ……………	108
	〔3〕 進入管制空域の返還 ……………	110

Ⅵ 安全・安心で住みやすい地域づくり

51	ドクターヘリの運航に対する支援等について……………	112
52	医師確保対策について……………	114
53	地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて…	116
54	マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築等について…………	117
55	地方消費者行政の充実・強化について……………	118
56	低炭素社会の実現に向けた対策の支援について……………	119
57	新エネルギーの導入促進及びエネルギーのベストミックスの実現 による電力需給の安定化について……………	120
58	エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化について……………	121
59	警察基盤の強化について……………	122
60	交通安全施設更新事業の計画的な推進について……………	123

Ⅶ 行財政改革・地方分権

61	地方税財源の充実・強化について……………	124
62	地方創生の実現に向けた実効性のある支援について……………	126
63	地方分権改革の推進について……………	128

西日本豪雨災害からの 復旧・復興

1 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

西日本豪雨災害により大きな被害を受けたかんきつ産地の復興への取組に対し、支援を行うこと。

- (1) 被災した産地の復旧・復興に必要な支援を行うこと。
- (2) 被災した園地における円滑な営農再開のため、改植及び農業用施設・機械の整備に対する支援を充実・強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 平成30年7月に発生した西日本豪雨災害により、本県の農業は470億円を超える甚大な被害を受けた。中でも、南予地域など「かんきつ王国愛媛」を支えるかんきつ産地は、数多くの園地が崩落し、収入の糧となる樹体が流失したほか、かんがい施設やモノレールなどの施設も損壊するなど、産地の存続にも影響を及ぼしかねない深刻な状況にある。
農地・農業用施設等については、約1,800件に及ぶ災害査定を終え、早期復旧に向けて関係者が一丸となり取り組んでいるが、膨大な件数であるため、事業主体となる市町等の負担も大きい。
また、被災した園地の多くが急傾斜地で、復旧後も一定の未収益期間が生じることなどから、再度被災への恐れや高齢化・後継者不足などを理由に、園地の復旧を躊躇する農家もある。このため、周辺の未被災園地も取り込み、収益性が高く且つ災害にも強い、後継者にとっても魅力ある農地への大規模な再編整備も選択肢の一つとなっている。被災地においては、それぞれの産地の将来像を見据えて、最善の復旧方法を検討する必要があるため、県では、被災地域に対し、原形・改良・再編の3つの復旧・復興方法について、メリット・デメリットを丁寧に説明し、しっかりと御理解いただいた上で、地域全体としてより良い復旧・復興につながるよう取り組んでいるところ。
- 被災樹園地においては、数年かかる園地復旧を実施した後、改植や農業用施設・機械の整備を行う必要があるケースもある。
このため、果樹経営支援対策事業（自然災害対応）において、園地復旧後も同一品種への改植やスポット的な改植等に係る支援が受けられるよう支援を継続するとともに、被災を受けていない園地が再編整備等に伴い一体的に改植を行う場合は、再編整備区域全体を支援の対象にするよう強化が必要。
また、園地復旧後に農業用施設・機械の整備を行う場合も、被災農業者向け経営体育成支援事業と同様の支援が受けられるよう、新たな被災農家支援の対策が必要。

【実現後の効果】

- ◇ 被災したかんきつ農家の経営安定、産地及び地域の復興が図られる。
- ◇ 本県の農業を支えるかんきつ産地の復興により、本県農業全体の体質強化が図られる。
- ◇ 被災したかんきつ農家の本格的な営農再開を支援し、産地の維持発展が図られる。

県担当部署：農林水産部農政企画局農政課、
農業振興局農地整備課、農産園芸課

産地の復旧・復興に向けた園地の再生

現 状

◆ 歯止めがかからない 耕作放棄、担い手減少・高齢化

この10年間で

- 樹園地の耕地面積 約2割減
- 販売農家の農業就業人口 約4割減
- 販売農家の高齢化率 (65歳以上の割合) 60%→68%

◆ 急傾斜園地では、 担い手の規模拡大が困難

- 果樹園地の約6割が15°以上
みかん園地は約7割が15°以上

豪雨災害

◆ 急傾斜園地を中心に崩壊

- 宇和島市吉田町の崩壊園地の約8割が20°以上

◆ 営農意欲低下・離農の恐れ

産地存続
の危機

喫緊の課題

- #### ◆ 被災園地の復旧 ◆ 未被災園地の営農再開

中長期の課題

- #### ◆ 災害に強く生産性の高い園地への再生



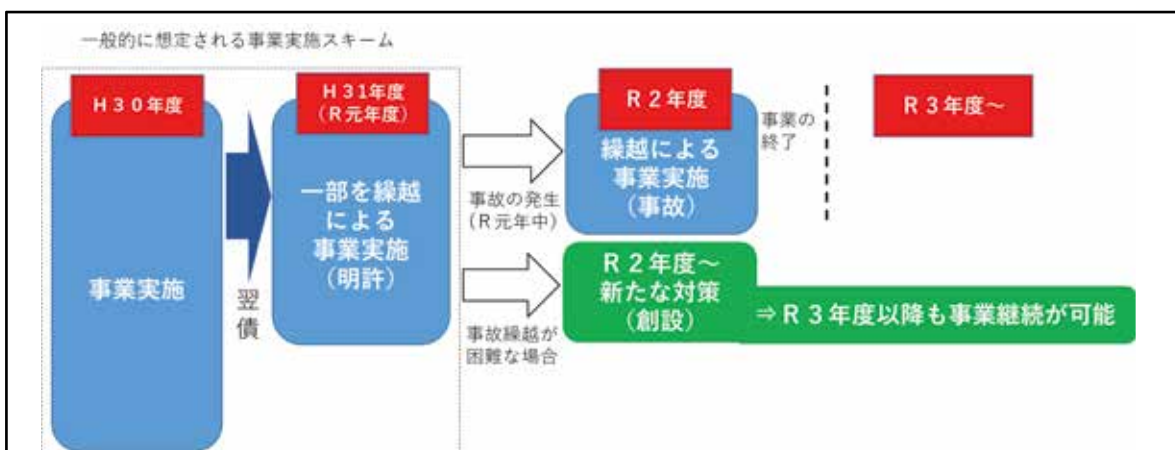
果樹好循環形成総合対策の継続と支援の強化

現状
西日本豪雨により被災した園地について、改良復旧や再編整備するには長い年月が必要
自然災害対応の改植等の支援を受けられるのは被災した園地のみである。 再編整備する場合に未被災園が含まれる場合、こうした園地も改植を余儀なくされるが、改植支援等を受けることができない。



対応
園地の復旧に合わせた息の長い支援
再編整備等で改植を余儀なくされた園地全てを改植支援、未収益期間の支援の対象

被災農業者向け経営体育成支援事業の繰越手続と新たな対策の創設



2 大規模災害からの迅速かつ確実な 復旧・復興工事の推進について

【国土交通省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

- (1) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる建設機械等の保有促進等を図る制度の拡充
 - ・地域建設企業が災害対応に使用する建設機械を購入する際に、その費用の一部を助成する等、建設機械の保有を促進する支援策を講じること。
- (2) 大規模災害時に懸念される人手不足に備えるため、地域の実情に応じた人材の確保・育成のための支援
 - ・地域建設産業の人材確保・育成のため、就労環境の地域間格差是正に資する支援策を講じること。
 - ・大規模災害時や人材が不足している地域等における円滑な工事執行のため、技術者要件の緩和や弾力的な運用を行うこと。
- (3) 大規模災害により被災した宅地の復旧支援制度の拡充
 - ・既存事業で支援対象外の小規模な被災の復旧支援制度を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○大規模災害からの早期復旧・復興と、災害発生への備え

本県の大規模災害時の応急対策協定締結業者の保有する建設機械等は、平成17年度に比べ約50%、掘削系建設機械では約60%減少し、建設業就業者数は、平成12年度に比べ約40%減少している。このような中で発生した西日本豪雨災害では、発災直後の建設機械や、技術者等の人員の不足が課題となった。

このため、将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害からの迅速かつ確実な復興・復旧工事を推進するためには、地域における建設機械の保有促進及び人材の確保・育成が必要である。

○被災した宅地の復旧制度

西日本豪雨災害では、土砂災害や河川氾濫により、大量の土砂や流木などが民有宅地内に流入し、一定の採択基準を満たす大規模な被災箇所においては、既存の国支援制度を活用して土砂等を撤去したところである。

将来の未曾有の大規模災害の発生に備え「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」及び「堆積土砂排除事業」の採択要件を緩和し、より小規模な被災が支援の対象となるよう制度の拡充が必要である。

【愛媛県内の取組】

○災害対応建設機械の保有支援

地域の災害対応能力の向上を図るとともに、西日本豪雨に伴う災害復旧事業を円滑に進めるため、災害時に使用する代表的な建設機械を、建設業者が新たに長期リースする際に経費の一部補助を行い、建設機械の保有を促進している。

○入札・契約制度の改善等

技術者、作業員及び機材等の不足に対応するため、配置技術者の要件緩和、復旧・復興JVの創設など入札契約制度の改善を図っている。

○被災した宅地の復旧

西日本豪雨災害では、被災市町が単独又は堆積土砂排除事業などを活用して土砂等を撤去した。

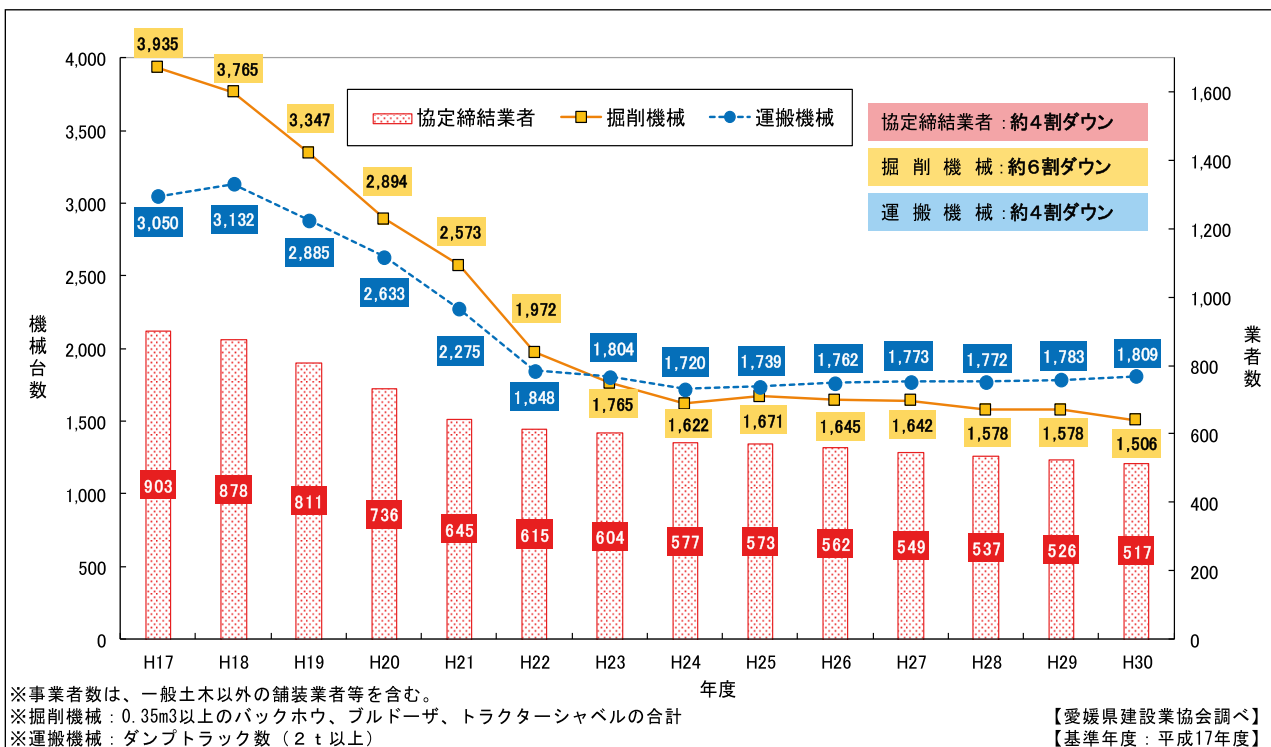
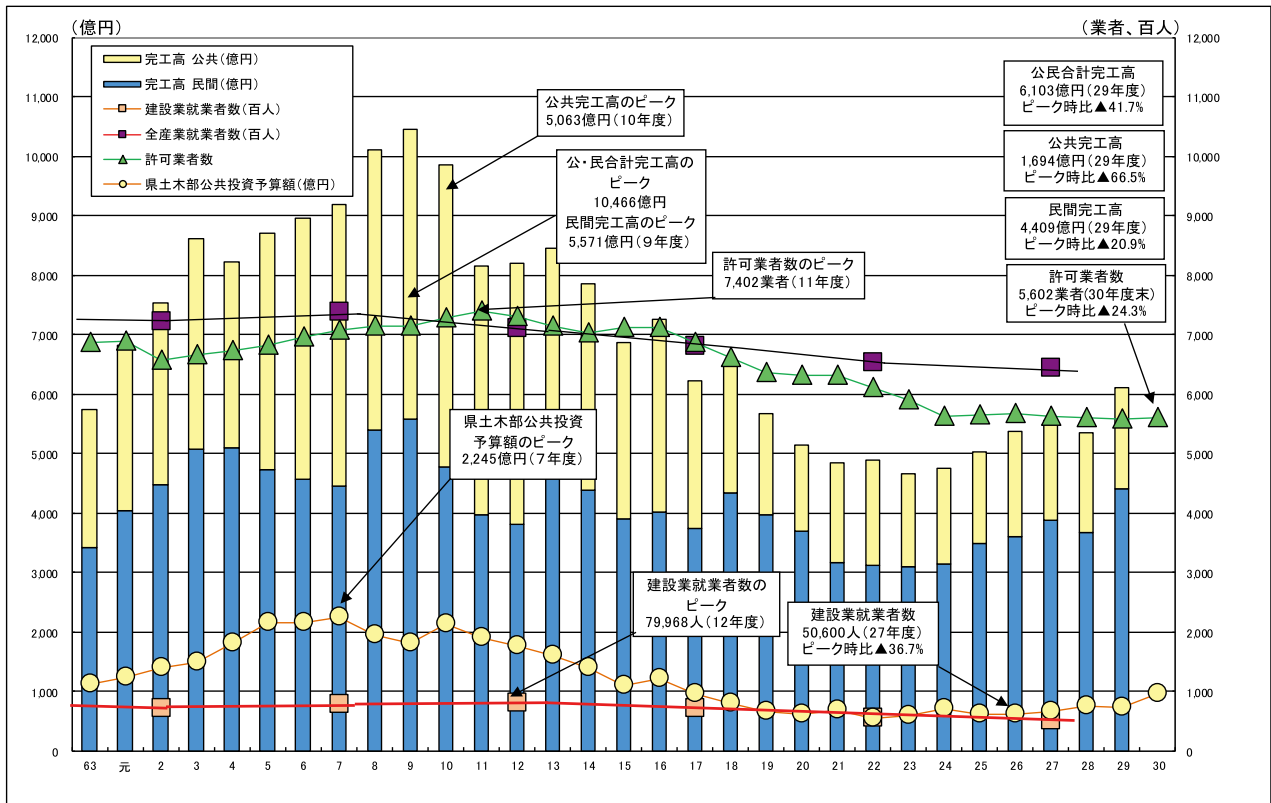
【実現後の効果】

- ◇ 大規模災害に備えた防災・減災対策の推進
- ◇ 県民の安全・安心の確保や早期生活再建

県担当部署：土木部 土木管理局 土木管理課
道路都市局 都市計画課

大規模災害時における応急対策業務に関する協定の締結業者とその保有建設機械の推移

建設工事完工高、県土木部公共投資予算額、許可業者数及び就業者数の推移（愛媛県）



3 肱川緊急治水対策の推進について

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

西日本豪雨により甚大な浸水被害が発生した肱川流域の再度災害防止に向け、河川激甚災害対策特別緊急事業等による堤防整備と山鳥坂ダム建設事業を計画どおり推進すること。

- (1) 肱川における国管理区間の河川改修の促進
- (2) 肱川における県管理区間（中下流圏域：大洲市菅田～西予市野村）の河川改修を推進するための事業費の確保
- (3) 令和8年度の山鳥坂ダム完成に向けた事業の促進
- (4) 水源地域整備計画に位置付けられた県道小田河辺大洲線の整備促進を図るための事業費の確保

【現状と課題（背景・理由等）】

○肱川における治水対策の現状と西日本豪雨での浸水被害

肱川は、地形的特徴から治水対策が非常に困難で、河川改修が遅れ、度重なる洪水被害を受けていることから、平成16年策定の肱川水系河川整備計画に基づく治水対策が進められてきた。しかし、西日本豪雨では、これまでに経験のない降雨により、河川整備計画の目標流量を超える洪水が発生し、浸水戸数約4,800戸、浸水面積約1,400haの甚大な浸水被害となったことから、住民の生命・財産や産業、経済活動を守り、過疎化が進む流域の人口流出防止や集落の存続を図るため、再度災害防止に向けた治水対策の早期完成が喫緊の課題となっている。

○河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改修の促進

国と県では、『肱川緊急治水対策』による再度災害防止を図ることとしており、整備計画に基づく堤防整備を10年前倒しし、概ね5年間で集中的に激特事業を実施するとともに、河口から西予市野村まで、西日本豪雨と同規模洪水を安全に流下させるために整備計画を変更し、更なる河川改修を推進することとしており、国管理区間の着実な整備促進と、県管理区間（大洲市菅田～西予市野村）の事業推進のための事業費の確保が必要である。

○山鳥坂ダム建設事業の促進と水源地域振興の核となる県道の整備促進

また、『肱川緊急治水対策』では、激特事業による堤防整備等と合わせ、令和8年度の山鳥坂ダム完成が位置付けられており、計画どおりの完成に向けた重点的な予算確保と事業の促進が必要である。また、県道小田河辺大洲線の整備は、水源地域振興の核であり、令和一桁代前半のダム本体工事着手に向け、その前提となる国施工の一次切替区間と、県施工の関連道路改良区間を完了させる必要があることから、計画的な整備促進のための事業費の確保が不可欠である。

【実現後の効果】

- ◇ 西日本豪雨と同規模の洪水に対する再度災害防止

県担当部署：土木部 河川港湾局 河川課・水資源対策課
道路都市局 道路建設課

4 緊急土砂災害対策の推進について

【内閣府・財務省・国土交通省】

【提案・要望事項】

南予地域をはじめとした緊急土砂災害対策事業費の確保

- ・西日本豪雨により激甚な土砂災害が発生した地域の本格的な復興に向けて、砂防激甚災害対策特別緊急事業費等の所要額の確保を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○西日本豪雨の土砂災害発生状況

愛媛県においては、西日本豪雨により、宇和島市、今治市、松山市など県下全域で死者17名、413件の土砂災害が発生し、この1回の豪雨だけで、戦後最大であった16年の332件を大幅に上回る甚大な被害となった。

また、宇和島市吉田町だけでもみかんの樹園地を含む2千箇所を越す斜面崩壊が発生したほか、上水施設等のライフラインも被災するなど、県民生活に多大な影響を及ぼしたところである。

○西日本豪雨直後の応急・緊急対応

本県では、西日本豪雨直後の臨時議会で関連予算を計上し、緊急的に必要となる大型土のう、仮設防護柵、ブルーシートや仮排水路の設置等を市町と連携して実施し、二次災害防止を図るとともに、土石流やがけ崩れの直撃で尊い人命が失われたり人家等が被災した今治市、松山市、大洲市、八幡浜市、西予市、宇和島市において、再度災害防止を図るため災害関連緊急砂防事業（29か所）及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（12か所）を実施している。

○南予地域をはじめとした緊急土砂災害対策

西日本豪雨で土石流等による激甚な土砂災害が発生した地域において、ライフラインを守るとともに、本格的な復興を図るため、南予地域（宇和島市、西予市、八幡浜市は28か所）では令和5年度までに「砂防激甚災害対策特別緊急事業」を、今治市及び松山市の3か所では令和2年度までに「特定緊急砂防事業」を完了させるための所要額の確保が必要である。

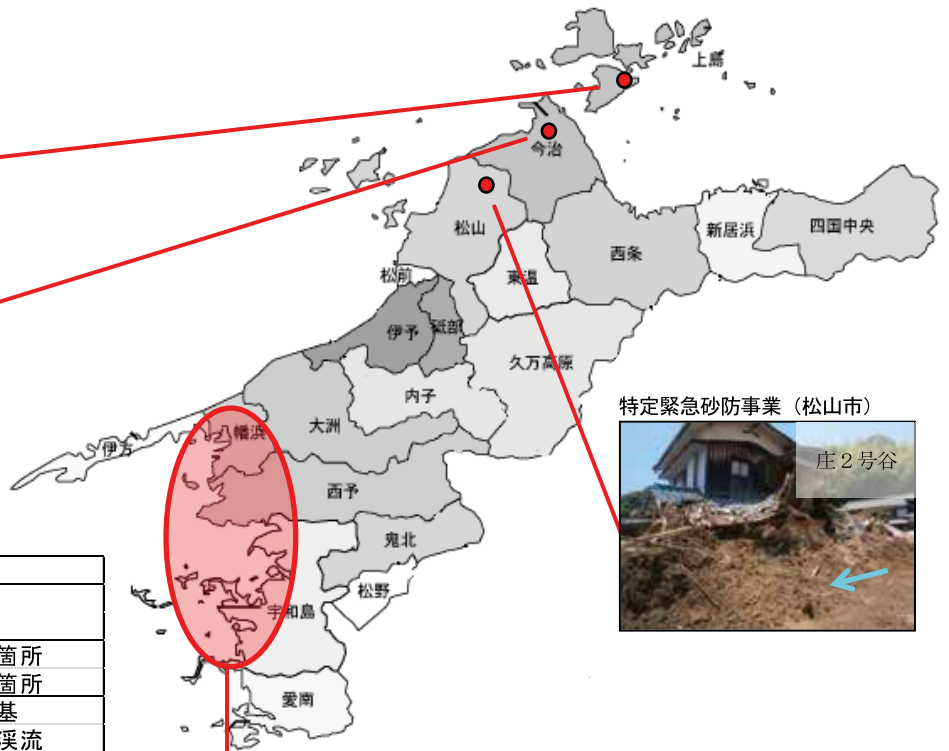
【実現後の効果】

- ◇ 安全が確保され、安心して生活できる快適な暮らしの実現

県担当部署：土木部 河川港湾局 砂防課

南予地域をはじめとした緊急土砂災害対策

特定緊急砂防事業（今治市）



特定緊急砂防事業（松山市）



特定緊急砂防事業

事業年度	全体	
	工事費 (百万円)	内容
H31~32	110	今治市 2箇所 松山市 1箇所 堰堤嵩上 3基 溪流保全工 3溪流

砂防激甚災害対策特別緊急事業（南予地域）

- 宇和島市
- 1 大明神川
- 2 津田川
- 3 荒巻川
- 4 高城谷川
- 5 下高城川
- 6 上谷ノ内川
- 7 下谷ノ内川
- 8 黒坪川
- 9 小西川
- 10 南君川
- 11 東鎌川
- 12 伊崎川
- 13 浅川1号谷
- 14 榎ノ口川
- 15 白井谷川
- 16 正木谷川
- 17 日の地川
- 18 西ガ谷川
- 19 向畑川
- 20 今郷川
- 21 大谷川
- 22 泉川
- 23 浅川2号谷
- 24 西赤松川
- 西予市
- 25 東谷川
- 26 脇川
- 八幡浜市
- 27 南柏川
- 28 奥川



事業年度	全体	
	工事費 (百万円)	内容
H31~35	4,510	宇和島市 24箇所 西予市 2箇所 八幡浜市 2箇所 堰堤新設 17基 堰堤嵩上 13基 溪流保全工 28溪流 堆積工 1箇所



